

3 労働者の安全及び衛生の確保

労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に規定する業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保のために実施する次表の事業について、成果目標を設定する。

事業名	目標
重点分野における労働災害防止活動の促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「専門工事業者安全管理活動等促進事業」の対象工事業者である建設業の専門工事業者におけるマネジメントシステムの導入を推進するとともに、これら専門工事業者に対する研修会等における参加者から安全管理活動を行う上で有用であった旨の評価を80%以上得る。 ○ 「中小地場総合工事業者等における総合的な労働災害防止対策の推進」事業に参加した中小総合工事業者における安全衛生計画策定、下請の安全衛生活動に対する指導状況（下請の安全衛生計画作成に対する指導等）を高めるとともに、これら中小総合工事業者に対する研修会等における参加者から安全管理活動を行う上で有用であった旨の評価を80%以上得る。 ○ 建築工事等における墜落防止のため、手すり先行工法の普及率を高める。 ○ 「林業における作業の変化に対応した安全対策の推進」事業に参加した林業事業者における「かかり木処理に係るガイドライン」に基づいた取組等の実施状況を高めるとともに、これら林業事業者に対する研修会における参加者から安全対策の推進に有用であった旨の評価を80%以上得る。 ○ 「交通労働災害防止対策推進事業」の個別指導対象事業場における「交通労働災害防止のためのガイドライン」に定める事項（適正な走行管理等）の実施率を高める。 ○ 介護サービス事業の業界団体の構成事業場において、安全衛生規定を作成、または作成予定の事業場の割合を向上させる。
化学物質による健康障害防止対策の推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業場における化学物質管理の充実を図るため、GHS対応の表示・MSDS（化学物質等安全データシート）記載例を200物質以上作成し公表するとともに、人材養成研修について、参加者から適切な化学物質管理の推進に有用であった旨の評価を80%以上得る。
独立行政法人産業安全研究所運営費交付金（独立行政法人）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 独立行政法人産業安全研究所の中期目標（別紙2）を達成する。（対象期間：平成13年4月～平成18年3月） なお、平成17年度における目標は以下のとおり。 ○ 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究を実施し、学会発表及び論文発表（行政に提出する災害調査報告書を含む。）の総数を、それぞれ年間60回以上及び40報以上報告とする。